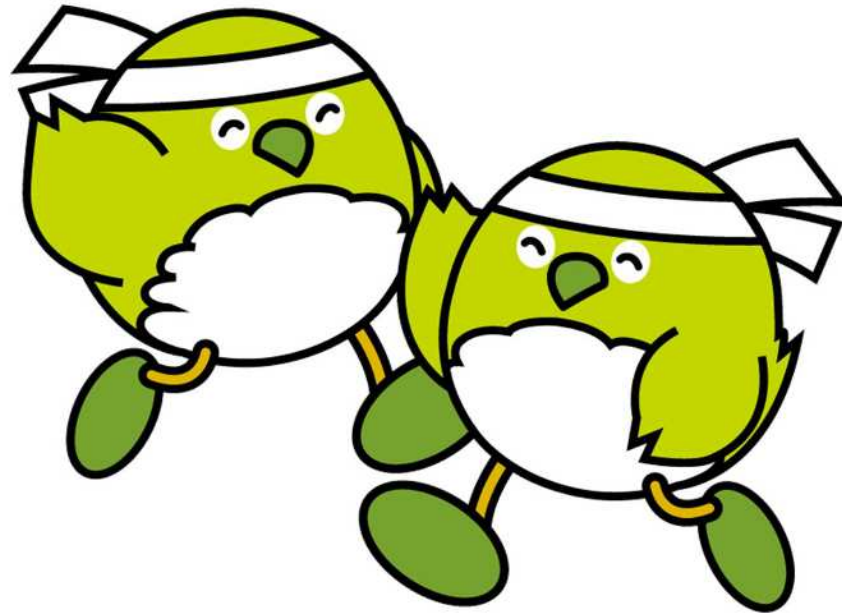


第6次おおいた男女共同参画プラン

【概要版】



令和8年3月

目次

計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の性格・位置づけ	
3 計画の期間	
1 総論編	2
第1章 社会情勢の変化	3
（1）国の動き	
（2）県の動き	
（3）人口等の変化	
第2章 前計画の評価	4
（1）指標及び目標値の達成状況	
第3章 計画の基本的な考え方	6
（1）基本理念	
（2）目指す姿	
（3）計画の体系	
2 各論編	9
基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革	10
重点目標1 男女の平等と人権を守る環境づくり	
重点目標2 男女共同参画意識の一層の向上と社会制度・慣行の見直し	
重点目標3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	
基本目標Ⅱ 女性の活躍の推進	13
重点目標1 様々な分野での女性の参画促進	
重点目標2 女性の職業生活における活躍の推進	
重点目標3 職業生活と家庭生活との両立の推進	
重点目標4 男女が共に支える地域づくりの推進	
基本目標Ⅲ 男女が安心できる生活の確保	17
重点目標1 生涯を通じた健康支援	
重点目標2 DV、性犯罪・性暴力等の被害者支援	
重点目標3 暴力の根絶に向けた取組の推進	
3 推進体制	20
4 女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画	21

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会の実現は日本社会の重要課題です。女性の活躍促進や男性の育児休業取得率向上といった成果がありますが、性別に基づく無意識の思い込みなどまだ課題も多いです。

大分県では、平成13年（2001年）から5年ごとに男女共同参画プランを策定し、意識改革や女性活躍推進に取り組んでいます。令和3年（2021年）3月策定の第5次プランが令和7年度末で終了することに伴い、成果と課題を踏まえた第6次プランを新たに策定し、さらなる推進を図っていきます。

2 計画の性格・位置づけ

この計画は、次に掲げる性格を有します。

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条に基づく県男女共同参画計画
- (2) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条に基づく県推進計画
- (3) 「大分県男女共同参画推進条例」第9条に基づく男女共同参画計画
- (4) 「大分県長期総合計画」の部門計画



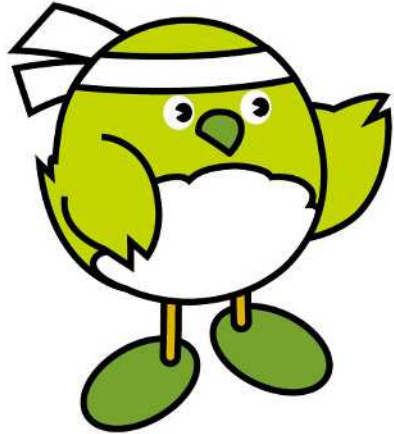
3 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

ただし、計画期間内であっても、社会情勢の変化や男女共同参画に関する状況の変化等に応じて、必要と認められる時は計画の見直しを行うこととします。



1 総論編



第1章 社会情勢の変化

1 国の動き

日本は憲法制定後、男女平等の実現に向けて法整備を進め、平成11年に男女共同参画社会基本法を制定して計画的な推進を始めました。5年ごとの基本計画や毎年の重点方針で男女平等施策を強化しています。令和7年には、法律改正で企業の情報公表義務を拡大し、女性の活躍促進を進めています。

2 県の動き

大分県は、平成13年に「おおいた男女共同参画プラン」を策定し、平成14年に推進条例を制定、その後、プランを4回改定しています。平成15年には、男女共同参画に関する拠点施設として「アイネス」を開設し、平成22年には、男女共同参画に関する相談・啓発と総合企画業務を一元化するため、「県民生活・男女共同参画課」を「アイネス」に移転統合し、推進体制を強化しました。

平成27年には、経済団体と連携して「女性が輝くおおいた推進会議」を設置し、女性活躍施策を官民で推進しています。令和5年からは女性活躍応援認証制度を開始し、令和7年度には、職場環境改善のための補助金制度も導入しています。また、令和6年度には、第6次プラン策定の基礎資料とするため、県内で意識調査を実施しました。

3 人口等の変化

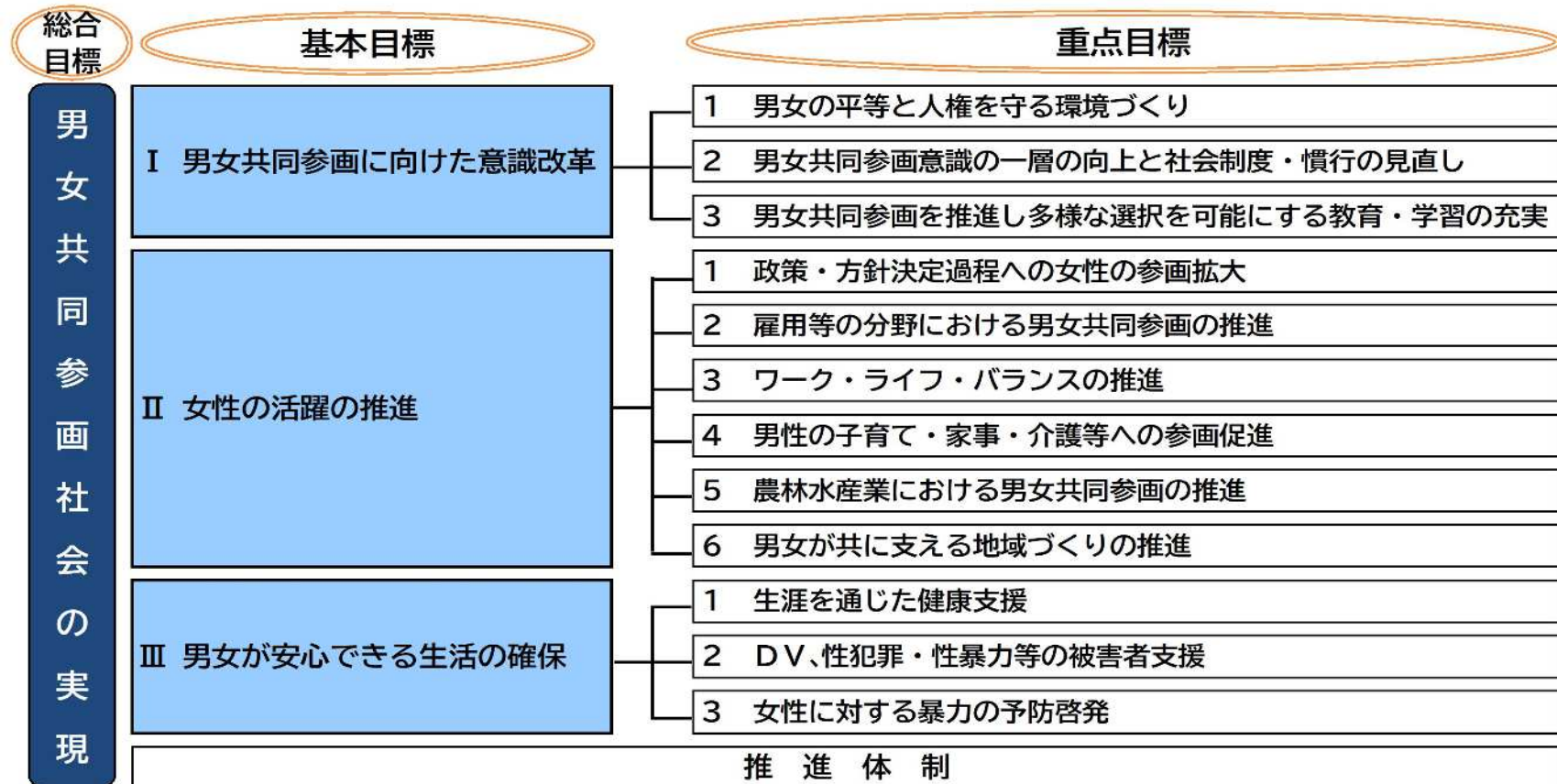
日本は人口減少が加速しており、2056年には総人口が1億人を下回り、2070年には約8,700万人に減少すると推計されています。大分県も1955年の約127万人をピークに人口減少が続き、2050年には約84万人まで減少し、特に15歳未満のこどもが大幅に減る一方で、高齢者が増加すると見込まれています。県内の総就業者数は2040年までに約21%減少し、特に第1次産業の就業者は深刻な減少が懸念されています。就業率は横ばい傾向ですが、やや低下しています。世帯構成では夫婦のみ世帯や夫婦とこども世帯が減少し、単独世帯が増加、2030年には単独と夫婦のみ世帯が全体の6割を超えると予測されています。

第2章 前計画の評価

1 指標及び目標値の達成状況

前計画では、施策体系ごとに「『男は仕事、女は家庭』という考え方に同意しない人の割合」や「女性委員の割合が4割以上の県の審議会等の全体に占める割合」、「DV被害を一度でも受けた人のうち相談をした人の割合」など、26項目の指標及び目標値を設定し、実施状況の把握に努めてきました。令和7年3月末の実績値における達成状況については、26項目中12項目が目標値の90%以上を達成しています。

前計画（第5次おおいた男女共同参画プラン）の体系



第2章 前計画の評価

前計画（第5次おおいた男女共同参画プラン）指標及び目標値一覧

基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革

No	項目	計画策定時		目標値 (R7年度)	R6年度 実績値	R7年度目標に対する 達成率	担当課
		年度	の数値				
1	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	R1	56.7%	70.0%	58.8%	84.0%	県民生活・男女共同参画課
2	社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	R1	13.9%	30.0%	14.7%	49.0%	県民生活・男女共同参画課
3	高齢者、子育て家庭等、多世代交流・支え合い活動の実施主体数	H30	291	452(R6)	515	113.9%	福祉保健企画課
4	「男女共同参画社会」という用語の周知度	R1	70.2%	100%	73.8%	73.8%	県民生活・男女共同参画課
5	学校教育の場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	R1	55.5%	75.0%	55.6%	74.1%	県民生活・男女共同参画課

基本目標Ⅱ 女性の活躍の推進

No	項目	計画策定時		目標値 (R7年度)	R6年度 実績値	R7年度目標に対する 達成率	担当課
		年度	の数値				
6	女性委員の割合が4割以上の県の審議会等の全体に占める割合	R1	61.20%	100.0%	87.3%	87.3%	県民生活・男女共同参画課
7	雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合	R1	12.2%	21.0%	13.3%	63.3%	県民生活・男女共同参画課
8	女性が輝くおおいた推進会議の女性活躍宣言企業数	R1	176社	271社	454社	167.5%	県民生活・男女共同参画課
9	25～44歳女性の就業率の全国順位	H29	21位	1位	21位	57.4%	県民生活・男女共同参画課
10	職場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	R1	24.6%	35.0%	25.5%	72.9%	県民生活・男女共同参画課
11	病児・病後児保育実施施設数	R1	31か所	33か所	32か所	97.0%	こども未来課
12	おおいた子育て応援団「しごと子育てサポート企業」認証企業数	R1	287社	707社	745社	105.4%	雇用労働室
13	6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間の全国順位	H28	12位	1位	46位	4.3%	こども未来課
14	男性の育児休業取得率	R1	4.8%	国の目標以上(現状30% (R7))	32.70%	109.0%	雇用労働室
15	新たに認定する女性農業経営士数	R1	52人	131人	122人	93.1%	新規就業・経営体支援課
16	NP0法人設立時の役員数の全体に占める女性の割合	R1	24.2%	30.0%	42.0%	140.0%	協働・共助推進室
17	自治会長に占める女性の割合	R1	3.2%	5.9%	3.8%	64.4%	市町村振興課
18	消防団員に占める女性の割合	R1	2.0%	3.2%	2.2%	68.8%	消防保安室

基本目標Ⅲ 男女が安心できる生活の確保

No	項目	計画策定時		目標値 (R7年度)	R6年度 実績値	R7年度目標に対する 達成率	担当課
		年度	の数値				
19	男性の健康寿命	H28	71.54歳	73.75歳 (R4)	72.37歳	98.1%	県民健康増進課
20	女性の健康寿命	H28	75.38歳	77.03歳 (R4)	75.94歳	98.6%	県民健康増進課
21	朝食を毎日食べるようにしている児童・生徒の割合 (小5)	R1	89.8%	95.5%	89.2%	93.4%	体育保健課
22	妊娠中の妊婦の喫煙率	H30	2.4%	0.0%	1.5%	98.5%	県民健康増進課
23	DV被害を一度でも受けた人のうち相談した人の割合	R1	29.4%	70.0%	46.1%	65.9%	県民生活・男女共同参画課
24	おおいた性暴力救援センター「すみれ」の周知度	R1	15.5%	70.0%	55.9%	79.9%	県民生活・男女共同参画課

推進体制

No	項目	計画策定時		目標値 (R7年度)	R6年度 実績値	R7年度目標に対する 達成率	担当課
		年度	の数値				
25	「大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）の周知度」	R1	48.2%	100.0%	52.7%	52.7%	県民生活・男女共同参画課
26	女性活躍推進法の推進計画を策定している市町村の割合	R1	66.7%	100.0%	94.4%	94.4%	県民生活・男女共同参画課

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

大分県は、少子高齢化や国際化などの社会変化に対応し、男女が対等に能力を発揮できる環境を整えるため、平成14年に「大分県男女共同参画推進条例」を制定しました。この条例には、以下の6つの基本理念が定められています。

①男女の人権尊重

性別による差別のない人権が保障されること

②制度・慣行の配慮

性別役割に偏らない中立的な社会制度の推進

③政策決定への共同参画

男女が対等に政策や方針の決定に参画できること

④家庭と他活動の両立

家庭生活と仕事などの両立を支援

⑤性と生殖の健康・権利尊重

相互理解に基づく健康と権利の尊重

⑥国際協調

国連や国際社会の取り組みと連携して推進



2 目指す姿

総合目標

誰もが自分らしく、いきいきと活躍できる大分県

性別にかかわらず誰もが平等に尊重され、自らの存在に誇りを持ち、健やかで心豊かに人生を送ることができる男女共同参画社会の実現を目指します。

誰もが自らの意思に基づき、個性と能力を発揮できる、多様性と活力に富んだ大分県

- 差別のない共生社会が進み、誰もが尊重され支え合う家庭生活を築けるようになります。
- 固定的な性別役割分担も見直しされ、個人の考えや行動が尊重される社会を目指します。

基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革

- 重点目標1 男女の平等と人権を守る環境づくり
- 重点目標2 男女共同参画意識の一層の向上と社会制度・慣行の見直し
- 重点目標3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

あらゆる分野に男女共同参画と女性活躍の視点を取り込み、誰もが仕事と生活の調和を図ることができる大分県

- 女性や幅広い年齢層の男女が経営や地域活動に参画することで能力が活かされ、経済や地域の活性化が進みます。
- 仕事と家庭・地域活動の両立が可能な労働環境が整い、充実した働き方が実現します。

基本目標Ⅱ 女性の活躍の推進

- 重点目標1 様々な分野での女性の参画促進
- 重点目標2 女性の職業生活における活躍の推進
- 重点目標3 職業生活と家庭生活との両立の推進
- 重点目標4 男女が共に支える地域づくりの推進

暴力が根絶され、誰もが人権を尊重され尊厳を持って暮らせる大分県

- 健康管理やハラスメント対策で働きやすく安全な環境が整備され、暴力のない安心して暮らせる社会が実現します。
- さらに人権教育や非暴力コミュニケーションが普及し、こどもたちの健全な価値観形成が促進されます。

基本目標Ⅲ 男女が安心できる生活の確保

- 重点目標1 生涯を通じた健康支援
- 重点目標2 DV、性犯罪・性暴力等の被害者支援
- 重点目標3 暴力の根絶に向けた取組の推進

第3章 計画の基本的な考え方

3 計画の体系

大分県が目指す男女共同参画社会の姿

- 誰もが自らの意思に基づき、個性と能力を発揮できる、多様性と活力に富んだ大分県
- あらゆる分野に男女共同参画と女性活躍の視点を取り込み、誰もが仕事と生活の調和を図ることができる大分県
- 暴力が根絶され、誰もが人権を尊重され尊厳を持って暮らせる大分県

総合目標	基本目標	重点目標	主な取組	
誰もが自分らしくいきいきと活躍できる大分県	I 男女共同参画に向けた意識改革	1 男女の平等と人権を守る環境づくり	(1) 家庭・地域・働く場における固定的な性別役割分担意識の解消 (2) 様々な困難を抱えた人の人権を尊重する意識の醸成 (3) 男女共同参画を担う人材等の育成	
		2 男女共同参画意識の一層の向上と社会制度・慣行の見直し	(1) 全県的な広がりを持った広報・啓発の一層の充実・強化 (2) 家庭・地域・働く場等における社会制度・慣行の見直し (3) 男女共同参画にかかる調査の実施、情報の収集・整備・提供 (4) 女性の活躍推進を通じた男女共同参画意識の浸透	
		3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(1) 男女平等を推進する教育・学習の充実 (2) 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実	
	II 女性の活躍の推進	1 様々な分野での女性の参画促進	(1) あらゆる分野における女性の参画拡大 (2) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (3) 雇用者における女性の管理職登用促進	
		2 女性の職業生活における活躍の推進	(1) 本人の希望に応じた多様で柔軟な働き方の実現 (2) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 (3) 企業における取組の促進 (4) 女性の活躍推進に向けた啓発活動	
		3 職業生活と家庭生活との両立の推進	(1) 男性の意識と職場風土の改革 (2) 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備	
		4 男女が共に支える地域づくりの推進	(1) 地域における男女共同参画の推進 (2) 地域における安全・安心の確保 (3) 女性や若者等に選ばれる地域づくり	
	III 男女が安心して生活できる	1 生涯を通じた健康支援	(1) 生涯を通じた男女の健康の増進 (2) 女性のライフイベント（妊娠・出産等）に関する健康支援	
		2 DV、性犯罪・性暴力等の被害者支援	(1) 暴力の防止及び被害者の保護等の推進 (2) 性犯罪・性暴力、ストーカー行為等への対策の推進 (3) 困難な問題を抱える女性への支援	
		3 暴力の根絶に向けた取組の推進	(1) 暴力の予防と根絶のための基盤づくり (2) こども、若年層に対する性的な暴力等の根絶に向けた対策の推進	
		推進体制		(1) 県の推進体制 (2) 消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）の機能強化 (3) 市町村との連携強化 (4) 国・関係機関・企業等との連携・協働 (5) 計画の進行管理

第3章 計画の基本的な考え方

指標及び目標値一覧

No	指標	計画策定時 数値(R6)	目標値 (R12)	指標等の出典	担当課・室
1	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	58.8%	70.0%	R6男女共同参画社会づくりのための意識調査(大分県)	県民生活・男女共同参画課
2	社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	14.7%	30.0%	R6男女共同参画社会づくりのための意識調査(大分県)	県民生活・男女共同参画課
3	高齢者、子育て家庭等、多世代交流・支え合い活動の実施主体数	512 (R7)	600 (R11)	R6県調べ	福祉保健企画課
4	「男女共同参画社会」という用語の周知度	73.8%	100%	R6男女共同参画社会づくりのための意識調査(大分県)	県民生活・男女共同参画課
5	学校教育の場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	55.6%	75.0%	R6男女共同参画社会づくりのための意識調査(大分県)	県民生活・男女共同参画課
6	女性委員の割合が4割以上の県の審議会等の全体に占める割合	87.2%	100%	R6県調べ	県民生活・男女共同参画課
7	新たに認定する女性農業経営士数	122人	175人	R6県調べ	新規就業・経営体支援課
8	雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合	13.3%	25.0%	大分県労働福祉等実態調査(R6)	県民生活・男女共同参画課
9	女性活躍推進宣言企業数	454社	577社	R6県調べ	県民生活・男女共同参画課
10	女性の就業者数	264,900人	249,000人	就業構造基本調査	雇用労働室
11	職場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	25.5%	35.0%	R6男女共同参画社会づくりのための意識調査(大分県)	県民生活・男女共同参画課
12	父親が積極的に育児をしていると回答した、3歳児を持つ母親の割合	35位 (R5)	1位	厚生労働省「健やか親子21」調査	こども未来課
13	男性の育児休業取得率	32.7%	85.0%	R6県調べ	雇用労働室
14	病児・病後児保育実施施設数	32か所	33か所	R6県調べ	こども未来課
15	固定的な性別役割分担意識解消に向けた地域向け体験型講座参加者数	183人	300人	R6県調べ	県民生活・男女共同参画課
16	自治会長に占める女性の割合	3.8%	7.3%	R6県調べ	市町村振興課
17	消防団員に占める女性の割合	2.2%	2.6%	R6県調べ	消防保安室
18	男性の健康寿命	72.37歳 (R4)	75.39歳 (R10)	第4回健康日本21(第三次)推進専門委員会「健康寿命の令和4年値について」	県民健康増進課
19	女性の健康寿命	75.94歳 (R4)	78.42歳 (R10)	第4回健康日本21(第三次)推進専門委員会「健康寿命の令和4年値について」	県民健康増進課
20	妊娠中の妊婦の喫煙率	1.5% (R5)	0.5%	母子保健事業の実施状況等(こども家庭庁)	県民健康増進課
21	おおいた性暴力救援センター「すみれ」の周知度	55.9%	70.0%	R6男女共同参画社会づくりのための意識調査(大分県)	県民生活・男女共同参画課
22	DV被害を一度でも受けた人のうち、「相談した」人の割合	46.1%	70.0%	R6男女共同参画社会づくりのための意識調査(大分県)	県民生活・男女共同参画課
23	「大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)」の周知度	52.7%	100%	R6男女共同参画社会づくりのための意識調査(大分県)	県民生活・男女共同参画課
24	女性活躍推進法の推進計画を策定している市町村の割合	94.4%	100%	R6県調べ	県民生活・男女共同参画課

2 各論編



基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革

【重点目標1】男女の平等と人権を守る環境づくり

現状と課題

性別による固定的な役割分担意識が、個人の能力発揮を阻害しています。多様性と活力ある社会の実現には、性別に関わらず人権尊重と責任共有が不可欠であり、様々な困難を抱える人々への配慮も必要です。

主な取組

① 家庭・地域・働く場における固定的な性別役割分担意識の解消

- ・市町村や民間団体と連携し、地域住民を対象とした研修会やこども向け体験型講座を開催して、無意識の性別役割分担の思い込みをなくすための意識醸成を図ります。
- ・経済界や教育機関と協力し、家庭・職場・学校における固定的な性別役割意識の問題を理解・解消するための研修や若者と女性活躍企業との交流を充実します。



② 様々な困難を抱えた人の人権を尊重する意識の醸成

- ・多世代交流活動や住民参加型福祉サービスを推進し、年齢・障がいの有無を問わず安全に暮らせるユニバーサルデザインの施設・制度整備を進めます。また、高齢者や障がい者、外国人への情報提供の充実や、ひとり親家庭支援、青少年支援など多様な住民の安心・自立を支援します。
- ・高齢者の社会参加・就労促進、障がい者への虐待防止・理解促進、芸術文化スポーツ振興、外国人支援、性的少数者への理解促進を実施し、相談体制の充実や関係機関との連携を強化して多様な困難に対する支援体制を整備します。

③ 男女共同参画を担う人材等の育成

- ・地域や企業、学校への専門講師派遣や公民館・PTAでの研修支援を通じて、男女共同参画社会の理解促進と実現を図ります。

目標指標

指標名	計画策定時の数値		目標値
	(年度)		(R12年度)
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	R6	58.8%	70.0%
社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	R6	14.7%	30.0%
高齢者、子育て家庭等、多世代交流・支え合い活動の実施主体数	R7	512	600(R11)

基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革

【重点目標2】男女共同参画意識の一層の向上と社会制度・慣行の見直し

現状と課題

令和6年度の県民意識調査では、「男女の役割分担」への固定観念は若年層で減少傾向ですが、依然として存在しています。そのため、こどもから高齢者まで幅広い世代への啓発と意識改革が必要であり、行政だけでなく経済界や地域団体など多様な主体の連携・協働が求められます。これらを通じて男女共同参画社会の実現を推進する必要があります。

主な取組

① 全県的な広がりを持った広報・啓発の一層の充実・強化

- ・市町村や企業、地域団体と連携し、多様な媒体やイベントを活用して男女共同参画の理念を全県的に広報・啓発し、幅広い年代への浸透を図ります。
- ・こどもや地域住民向けの体験講座や啓発資料の配布、働く場での性差別解消の講座開催、男性の子育て参画促進など意識向上を図る活動を推進します。

② 家庭・地域・働く場等における社会制度・慣行の見直し

- ・学校や社会教育での固定的な性別役割意識是正の研修を充実し、広報啓発で男女の役割分担の解消を目指す意識醸成を全県的に進めていきます。
- ・男性の子育て・家事の重要性を広め、スキルアップや父親コミュニティづくりを支援し、家庭での積極的な子育て参加を促進します。

③ 男女共同参画にかかる調査の実施、情報の収集・整備・提供

- ・男女共同参画の現状・施策・女性の人権課題を把握・公表し、先進事例の収集・提供を行います。

④ 女性の活躍推進を通じた男女共同参画意識の浸透

- ・起業や地域活動で活躍する女性を表彰し、職場や家庭での女性のロールモデルを発掘して情報発信を行い、県民の関心を高めます。
- ・女性が働きやすい職場づくりに取り組む企業の好事例を紹介し、男女共同参画社会の促進を図ります。



目標指標

指標名	計画策定時の数値		目標値
	(年度)		(R12年度)
「男女共同参画社会」という用語の周知度	R6	73.8%	100%

基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革

【重点目標3】男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

現状と課題

男女共同参画の実現には、教育現場での人権尊重と男女平等意識の育成が不可欠であり、特に女性の参画意識向上が課題です。児童生徒が固定的性別観念にとらわれず、主体的に進路選択できるキャリア教育の充実が求められます。加えて、女子中高生の理工系分野への関心を高めるため、保護者や教員への啓発も含めた総合的な支援が必要です。

主な取組

① 男女平等を推進する教育・学習の充実

- ・人権教育の指導者を養成し、公民館等で女性の人権問題に関する学習機会を充実させ、誰もが自由に生きられる社会を目指します。
- ・教職員向けに男女共同参画の理念を深めるための体系的な研修を計画的に実施します。

② 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

- ・誰もが性別にとらわれず主体的に進路を選べるよう男女共同参画の啓発を行います。
- ・親子ワークショップで無意識の性別役割意識を解消し、多様な進路選択を支援します。
- ・児童生徒の発達段階に合わせたキャリア教育とキャリアノートの活用を充実させます。
- ・理工系分野の理解促進と選択を後押しし、女性の理工系人材育成を目指します。
- ・高等技術専門校や民間機関による職業訓練や情報モラル教育、地域参加型の学習支援体制を推進します。



目標指標

指標名	計画策定時の数値		目標値
	(年度)		(R12年度)
学校教育の場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	R6	55.6%	75.0%

基本目標Ⅱ 女性の活躍の推進

【重点目標1】 様々な分野での女性の参画促進

現状と課題

女性の多様な分野での参画促進が社会発展や持続可能な社会実現の鍵となっています。女性管理職の増加、働きやすい環境整備など、多面的な取り組みが必要です。さらに、政策決定過程や環境問題対応にも男女共同参画の視点を反映させることが重要です。

主な取組

① あらゆる分野における女性の参画拡大

- ・女性の就業割合が低い建設業や自動車運送業界で女性の就業割合向上と働き続けられる環境整備を促進します。
- ・農林水産業で女性就業を支援し、SNS等での情報発信や働きやすい環境整備を推進します。
- ・医療分野で女性参画を拡大し、短時間正規雇用制度の導入や相談・交流支援を実施します。



② 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ・県や市町村の審議会などで女性委員の登用・参画を推進し、関係団体と連携して女性の活躍環境を整備します。
- ・家族経営協定の普及や共同申請の啓発、経営講座や専門家指導を通じて女性農業経営者の育成と参画促進を図ります。
- ・女性教職員の働きやすい環境整備や管理職選考機会の拡大、環境政策への女性参画の推進を進めます。

③ 雇用者における女性の管理職登用促進

- ・事業所が取組目標を宣言する「女性活躍推進宣言」や、一定基準を満たす事業者を認証する「おおいたキャリアール認証企業」制度の取組拡大、優れた取組を行う事業者の表彰により、女性が働きやすい職場環境づくりを推進します。
- ・女性のキャリア形成支援や経営者・労務管理者向けのセミナーを充実し、女性登用・育成の理解促進と具体的取組の推進を図ります。

目標指標

指標名	計画策定時の数値		目標値
	(年度)		(R12年度)
女性委員の割合が4割以上の県の審議会等の全体に占める割合	R6	87.2%	100%
新たに認定する女性農業経営士数	R6	122人	175人
雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合	R6	13.3%	25.0%
女性活躍推進宣言企業数	R6	454社	577社

基本目標Ⅱ 女性の活躍の推進

【重点目標2】女性の職業生活における活躍の推進

現状と課題

女性管理職の割合は依然低く、女性活躍推進法に基づくポジティブ・アクションや働きやすい職場環境の整備が必要です。妊娠・育児によるキャリア中断や男女間賃金格差解消、セクシュアルハラスメント防止も重要課題となっています。正社員と非正規の不合理な待遇差禁止など法整備も進められており、包括的な対応が求められています。

主な取組

① 本人の希望に応じた多様で柔軟な働き方の実現

- ・テレワーク推進や非正規雇用労働者の賃上げ・正社員化支援、適切な雇用管理と法令遵守の啓発を行います。
- ・職業訓練や就職支援、女性向け説明会と就職サポート、相談体制整備、女性経営者支援を実施します。

② 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- ・性別差別のない職場づくりのため法令周知やハラスメント防止の啓発を推進し、安心して働ける環境を整備します。
- ・労働相談や講座を通じて母性保護・健康管理の普及啓発と被害者支援を充実します。

③ 企業における取組の促進

- ・経済団体と連携し、「女性が輝くおおいた推進会議」とアクションプランに基づき女性活躍を促進します。
- ・企業への支援や職場環境改善、柔軟な働き方推進、公共調達での加点評価など多角的に女性活躍を支援します。

④ 女性の活躍推進に向けた啓発活動

- ・フォーラム開催や広報誌、ホームページでのロールモデル紹介を通じて女性の活躍機運を高めます。
- ・起業や地域活動に挑戦する女性の表彰や労働講座によるポジティブ・アクションの啓発を推進します。



目標指標

指標名	計画策定時の数値		目標値
	(年度)		(R12年度)
女性の就業者数	R6	264,900人	249,000人
職場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	R6	25.5%	35.0%

基本目標Ⅱ 女性の活躍の推進

【重点目標3】 職業生活と家庭生活との両立の推進

現状と課題

すべての労働者が育児・介護と両立できる環境整備や働き方改革の推進が重要であり、労働時間の適正管理や柔軟な勤務形態の導入が求められます。男女共同参画の観点から、家事・育児負担の女性偏重是正や男性の育児休業取得促進、職場や地域での理解醸成が必要です。ストレス対策や過労防止にも注力し、誰もが活躍できる持続可能な社会づくりを目指します。

主な取組

① 男性の意識と職場風土の改革

- ・ 男性の子育てや家庭参画の理解と関心を深めるため、啓発冊子やインターネットなど多様な媒体で広報啓発を行います。
- ・ 働き方の見直しと男女共同参画の理解促進、性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を進めます。
- ・ 働き方改革を推進するため、柔軟な働き方や男性の育児休業取得促進に関する企業向けセミナーを開催し、意識啓発を促進します。
- ・ 労使行政が連携して働き方改革の目標設定と取組を推進し、成果をあげた事業者を表彰します。
- ・ 長時間労働改善やメンタルヘルス対策、不妊治療と仕事の両立支援など、多角的な労働環境の改善と理解促進を行います。

② 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

- ・ 地域の実情に合わせて保育所や幼保連携型認定こども園の設置を支援し、幼児教育・保育体制を整備します。
- ・ 延長保育や病児保育、休日保育など多様な保育サービスを、市町村や施設と連携し拡充します。
- ・ 放課後児童クラブの受け入れ拡大や開所時間の充実により、小学生の放課後支援を強化します。
- ・ 地域の子育て支援拠点やファミリー・サポート・センターの推進、父親の家庭・地域参加を促進します。
- ・ 企業の育児支援環境づくりの促進やひとり親家庭の保育所優先利用など、多様な家族への支援を推進します。



目標指標

指標名	計画策定時の数値		目標値
	(年度)		(R12年度)
父親が積極的に育児をしていると回答した、3歳児を持つ母親の割合	R5	35位	1位
男性の育児休業取得率	R6	32.7%	85.0%
病児・病後児保育実施施設数	R6	32か所	33か所

基本目標Ⅱ 女性の活躍の推進

【重点目標4】男女が共に支える地域づくりの推進

現状と課題

多様な人材の地域参画は持続可能な発展に不可欠であり、固定的な性別役割意識の解消と女性リーダー育成が重要です。自治会の運営課題や防災計画には男女共同参画の視点を反映し、きめ細かな対応を推進します。さらに、若者や子育て世帯の移住促進支援により、地域の活力向上を図る必要があります。

主な取組

① 地域における男女共同参画の推進

- ・地域等で活躍する女性や団体を顕彰し、身近な女性活躍モデルを提示するとともに人材・団体に関する情報を収集します。
- ・男女共同参画社会づくりの理念浸透や地域の多様な政策決定過程への女性参画拡大を目指す啓発活動を実施します。
- ・自主防犯ボランティア支援や高齢者グループの発掘・活躍促進により、地域の担い手づくりを推進します。

② 地域における安全・安心の確保

- ・学習会やポスター等で女性の防災活動参加を促進し、女性視点を取り入れた避難所運営や備蓄品整備を推進します。
- ・市町村と連携し女性防災士の育成・スキルアップを進め、自主防災組織での女性防災士確保を目指します。
- ・女性警察官や女性消防団員の活用で女性被災者支援や火災予防・救命活動、避難所運営支援を女性目線で強化します。

③ 女性や若者等に選ばれる地域づくり

- ・大分県拠点「dot.」でのイベント開催や移住相談会、移住支援金と仕事確保支援により若者・子育て世帯のUIターン・移住を促進します。
- ・固定的な性別役割意識の解消を目指し、全年代対象の啓発活動や地域での体験型講座を推進します。
- ・女性活躍推進企業と学生の交流会を開催し、若者の将来の職業選択支援と女性活躍の意識醸成を図ります。



目標指標

指標名	計画策定時の数値		目標値
	(年度)		(R12年度)
固定的な性別役割分担意識解消に向けた地域向け体験型講座参加者数	R6	183人	300人
自治会長に占める女性の割合	R6	3.8%	7.3%
消防団員に占める女性の割合	R6	2.2%	2.6%

基本目標Ⅲ 男女が安心できる生活の確保

【重点目標1】生涯を通じた健康支援

現状と課題

女性特有の健康課題はキャリア形成に影響を与えるため、医療体制整備や職場環境の改善が必要です。妊娠・出産支援や性教育の充実、がん検診の推進、HIV予防啓発など幅広い健康対策が求められます。また、薬物乱用防止も含め、県民の健康意識向上が重要です。

主な取組

① 生涯を通じた男女の健康の増進

- ・乳がん・子宮頸がん検診の啓発と女性医師・放射線技師の配置による検診受診環境の整備を推進します。
- ・ICT活用による生活習慣改善やヘルシーメニュー提供の拡充、食育普及や県民総スポーツの推進により健康増進を促進します。
- ・性感染症予防啓発、医療・検査体制充実、学校教育での性感染症予防教育の推進を行います。
- ・看護職勤務環境改善や復帰支援、受動喫煙防止対策の促進、薬物乱用防止の啓発活動を強化します。



② 女性のライフイベント（妊娠・出産等）に関する健康支援

- ・女性の健康特性理解や職場環境改善など、女性就労時の健康課題解決に取り組む企業支援を行います。
- ・県立病院を中心とした周産期医療機関との連携で充実した総合周産期母子医療体制を整備します。
- ・妊娠期から子育て期までのメンタルケアや乳幼児健康診査を含む切れ目のない母子保健活動を推進します。
- ・不妊治療費助成や相談センターの充実、妊娠・出産や心身の健康悩みに対応する相談支援センターを強化します。

目標指標

指標名	計画策定時の数値		目標値
	(年度)		(R12年度)
男性の健康寿命	R4	72.37歳	75.39歳(R10)
女性の健康寿命	R4	75.94歳	78.42歳(R10)
妊娠中の妊婦の喫煙率	R5	1.5%	0.5%

基本目標Ⅲ 男女が安心できる生活の確保

【重点目標2】DV、性犯罪・性暴力等の被害者支援

現状と課題

性別に関わらず個人の尊厳と安全を守るため、DVや性犯罪などのジェンダーに基づく暴力を社会全体で容認しない意識醸成が必要です。被害者の早期発見・支援と相談体制の充実を図り、安全確保を最優先に切れ目ない支援を推進します。加えて、性犯罪の予防・厳正対処や売買春の根絶も重要課題です。

主な取組

① 暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- ・DV対策法定協議会の運営と関係機関の連携強化、相談窓口の周知や出張相談会で被害者支援体制を充実します。
- ・相談員研修や経済的支援、弁護士相談、心理ケアなどを通じた被害者の自立支援と男性被害者対応の体制継続を推進します。
- ・被害者の安全確保と再被害防止に重点を置き、住宅支援や犯罪被害者支援センターとの連携など支援体制を強化します。

② 性犯罪・性暴力、ストーカー行為等への対策の推進

- ・おおいた性暴力救援センター「すみれ」で24時間365日の相談対応を行い、医療や弁護士相談など関係機関と連携した被害者支援を提供します。
- ・若年層へのリーフレット配布などで相談窓口の周知を徹底し、総合的支援体制を産婦人科医会や警察等と連携して構築します。
- ・女性相談支援センターで被害女性の人権保護を図り、法令を活用した事件化やストーカー被害への対応を推進します。

③ 困難な問題を抱える女性への支援

- ・困難な問題を抱える女性に対して相談支援や安全確保、一時保護、関係機関と連携した支援を実施し、売春防止法等に基づく厳正な取締りを強化します。



目標指標

指標名	計画策定時の数値		目標値
	(年度)		(R12年度)
おおいた性暴力救援センター「すみれ」の周知度	R6	55.9%	70.0%

基本目標Ⅲ 男女が安心できる生活の確保

【重点目標3】暴力の根絶に向けた取組の推進

現状と課題

DVや性暴力、ハラスメントは重大な人権侵害であり、予防教育と意識改革を通じて暴力を許さない社会づくりが求められます。職場環境の改善やインターネット上の違法・有害情報対策、リベンジポルノの厳正対応も重要です。児童虐待に対しては迅速な対処と被害支援を強化し、こどもの安全を守る取組が必要です。

主な取組

① 暴力の予防と根絶のための基盤づくり涯を通じた男女の健康の増進

- ・アイネス・パープルリボンプロジェクトによる、女性に対する暴力根絶の社会意識の向上を図ります（「女性の暴力をなくす運動」期間（毎年11月12日～25日）に啓発活動を実施）。
- ・DV防止啓発研修の充実で、関係機関職員や教育関係者の専門性を高める人材を育成します。
- ・相談体制強化と関係機関との連携による被害者支援、職場のハラスメント防止対策を推進します。



② こども、若年層に対する性的な暴力等の根絶に向けた対策の推進

- ・児童虐待防止や暴力根絶のための教育・学習活動を推進し、社会全体でこどもを支援する取組を強化します。
- ・幼児・学校教育段階での暴力予防教育や啓発活動の充実、スクール・セクハラ相談窓口の周知と防止対策を徹底します。
- ・県警メール配信「まもめーる」による性犯罪前兆情報の迅速提供と行為者への警告で性被害を未然に防止します。
- ・児童買春・児童ポルノ規制の厳正な取締まりを強化し、児童虐待の未然防止・早期発見のため、24時間365日相談対応や関係機関と連携した広報・啓発を実施します。
- ・青少年の健全育成に有害な図書やインターネット上の有害情報、犯罪被害等から青少年を守り、加害者とならないためのペアレンタルコントロール普及や家庭のルールづくり、メディア特性を理解し活用する能力の育成を推進します。

目標指標

指標名	計画策定時の数値		目標値
	(年度)		(R12年度)
DV被害を受けた人のうち、「相談した」人の割合	R6	46.1%	70.0%

3 推進体制

計画の多分野にわたる取組を効果的に推進するため、県の推進体制を強化し、消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）の機能強化を図ります。

市町村との連携強化を検討し、県民や事業者の意見を適切に処理するとともに、関係機関や地域社会など多様な主体と協働して男女共同参画社会の実現を目指します。



(1) 県の推進体制

大分県では、男女共同参画推進本部が条例や計画に基づく施策を効果的に推進し、審議会が計画の策定・変更や苦情処理を担当するとともに、職員の理解と資質向上を図り、男女共同参画の推進を総合的に進めています。

(2) 消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）の機能強化

男女共同参画社会の実現に向け、講座や啓発事業で県民の意識を高めるとともに、情報提供や県民参加型事業で幅広い世代へ周知を図り、経済界と連携して女性や若者の活躍を支援する地域づくりを推進し、DV被害者支援の資質向上と関係機関との連携強化にも取り組みます。

(3) 市町村との連携強化

市町村に対して、男女共同参画や女性活躍推進の計画策定と推進体制の充実を促進し、情報提供や研修、広報啓発や相談体制の強化で連携を深めるとともに、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて啓発活動を推進し、社会理解の向上を図ります。

(4) 国・関係機関・企業等との連携・協働

男女共同参画社会の実現に向けて国と連携し、地域の情報提供や提言を行うとともに、推進会議や関係機関、企業などに主体的な取り組みを働きかけ、多様な地域主体との連携・協働を強化します。

(5) 計画の進行管理

大分県男女共同参画推進本部が指標や目標に基づき計画の進行管理を行い、毎年度その推進状況と関連事業計画をまとめて公表します。

目標指標

指標名	計画策定時の数値		目標値
	(年度)		(R12年度)
「大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)」の周知度	R6	52.7%	100%
女性活躍推進法の推進計画を策定している市町村の割合	R6	94.4%	100%

4 女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画

(1) 女性活躍推進法の目的

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）はその目的を以下のように規定しています。

第一条（目的）

この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針

女性の職業生活における活躍を推進する上での基本的方向等を示すため、女性活躍推進法第5条に基づく国の基本方針が、令和7年11月25日に閣議決定されました。これによると、女性活躍推進法の対象は「正規雇用、非正規雇用といった雇用形態、自営業等の就業形態に関わらず、既に働いている女性は当然のこと、これから働こうとしている女性も含め、自らの希望により、働き又は働こうとする全ての女性」としています。また、「女性の職業生活における活躍の推進によって目指すべき社会」を以下のように表現しています。

働き方改革の更なる推進と多様で柔軟な働き方の実現、仕事と育児・介護等が両立できる雇用環境の整備、男女双方の意識改革・理解促進等により、ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会を目指す。また、こうした社会基盤の整備の上で、企業・国・地方公共団体等における女性の登用が更に進むことによって、多様性が尊重されるとともに、我が国経済社会にイノベーションがもたらされ、持続的な発展が確保されることを目指す。さらに、これらと併せ、女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備、健康の維持・増進等により、多様な幸せ（well-being）が実現した社会を目指す。



(3) 都道府県推進計画

女性活躍推進法第6条第1項では「都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。」としています。

計画を読んで、感じたことや思ったことを自由に書いてみましょう。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

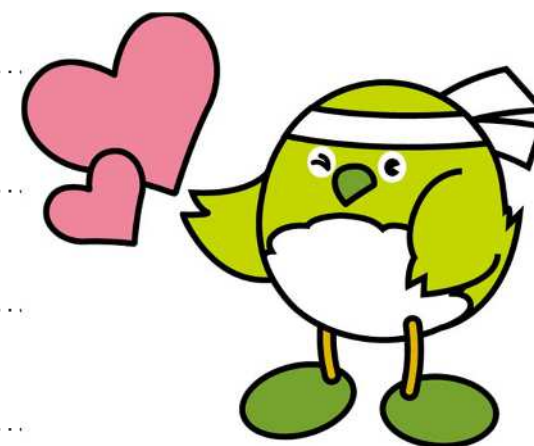
.....

.....

.....

.....

.....



記入日 : 年 月 日

.....

第6次おおいた男女共同参画プラン
【概要版】

令和 8 年 3 月発行

問い合わせ先

大分県生活環境部県民生活・男女共同参画課

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号
NS大分ビル 1階

電話：097-534-2039

FAX：097-534-2057

